

## 1 事業名

所沢市環境審議会条例の一部改正

## 2 事業の概要

所沢市まちごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）の中間改定において、地球温暖化対策の推進に関する法律に新たに位置付けられた地域脱炭素化促進事業に関する事項を定めることに伴い、所沢市環境審議会に地域脱炭素化促進事業に関する審議を行わせるため、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

同様の改正を行っている自治体はない。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

- ・パブリックコメント手続

実施期間 令和5年12月6日～令和6年1月4日

意見なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

地球温暖化対策の推進に関する法律、環境基本法、所沢市環境基本条例、所沢市脱炭素社会を実現するための条例、所沢市まちごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

### 添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第36号 所沢市環境審議会条例の一部を改正する条例

(設置)

第1条 略

2 審議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第22条第1項の地方公共団体実行計画協議会とする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 所沢市環境基本条例（平成9年条例第4号）第9条の所沢市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 温対法第21条第1項の地方公共団体実行計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 温対法第22条の2第1項の地域脱炭素化促進事業計画の協議に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 略

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 略
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 略

(会議)

第6条 略

(意見の聴取等)

(目的)

第1条 この条例は、所沢市環境審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 略

(組織)

第3条 略

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 略
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 略

(会議)

第6条 略

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 略

(委任)

第7条 略